

危機管理マニュアル

第 1.0 版

作成者/最終更新者	渡邊 陽介
作成日/最終更新日	2026/1/28



公益財団法人日本バレーボール協会

【更新履歴】

No	版	更新日	担当者	概要
1	1.0	2025/03/31	渡邊 陽介	新規作成
2	1.1	2026/1/28	渡邊 陽介	誤字、役職名変更による修正
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【目次】

はじめに	1
第1章 危機管理とは	1
1. 危機管理の定義	1
2. 危機管理の目的	1
3. 危機管理の範囲	2
第2章 危機管理への基本的な考え方	3
1. 危機管理に対しての事業行う上での基本的フロー	3
2. 事業開始に向けた事前準備	4
3. 運営上の危機管理事項	4
4. 危機発生時の基本的な考え方	5
第3章 各種危機事の対応策について	6
1. 自然災害、戦争、感染症等	6
2. 事故	13
3. 犯罪	15
4. 個人情報の流出	17
第4章 危機管理の重要性	17
1. スポーツ事故の発生要因と事故防止のポイント	17
2. スポーツ・インテグリティの重要性	19
第5章 まとめ	20
添付資料	
・緊急対応報告書	
・事故報告書	
・情報漏洩報告書	

はじめに

このマニュアルは、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という）が、バレーボールの選手や関係者といったバレーボールファミリーが巻き込まれる可能性のある危機に対して発生した際に適切に対応し、事業継続をすべく行動指針をマニュアル化し、最小の損失で留めるために作成された。

第1章 危機管理とは

1. 危機管理の定義

危機管理とは、リスクや危機をコントロールすると共にその防止及び発生時の損失最小化に向け抑制する方法という意味で使用する。

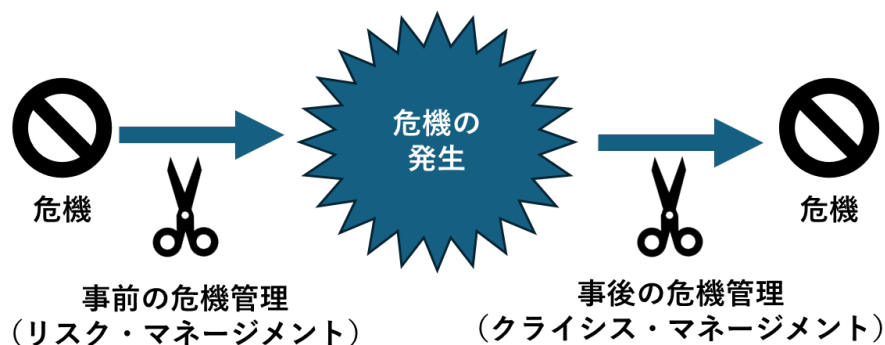
【具体的な内容】

- 1) 将来生じるかもしれない事故・紛争やトラブル当不幸な事態によって生じ得る精神的・経済的損失を未然に回避する手法
- 2) 仮に危機を回避できなかった場合でも、次回に向け改善した策として被害の拡大を防止又は軽減し、被害を最小限に食い止める手法
- 3) 既に発生してしまった紛争・トラブルについて、有効かつ効率的な対処を検討・策定し、それ以降同様の紛争・トラブルを発生させない手法

2. 危機管理の目的

危機管理には2つのフェーズがある。事前に危機を察知して管理する（リスクマネジメント）と危機の発生後に管理する（クライシスマネジメント）に分かれる。事前の危機管理は、様々な危機を未然に防ぐことを中心とした危機管理であり、早期に危険を発見し、その危険を確実に除去する事に重点を置いている。また、事後の危機管理は、発生してしまった危機に対して適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えること、更にはその再発防止と通所の生活の再開に向けた対策を講じる事を中心としている。（図1）

図1：リスクマネジメントとクライシスマネジメント



3. 危機管理の範囲

危機(=リスク)には、様々な原因により発生する可能性がある。外的要因・内的要因それぞれで発生する危機(図2)に対して危機管理をする事で最終的に組織としての価値向上に努める事ができる。その為、本協会では以下の範囲と考える。

1) 自然災害、戦争、感染症等

- (1) 地震や津波による災害
- (2) 台風、ゲリラ豪雨等の災害
- (3) 日本を脅かす戦争や紛争、テロ行為
- (4) パンデミックレベルの感染症

2) 事故

- (1) 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- (2) 当協会の活動またはバレーボールに起因する重大な事故
- (3) 当協会関係者にかかる重大な人身事故

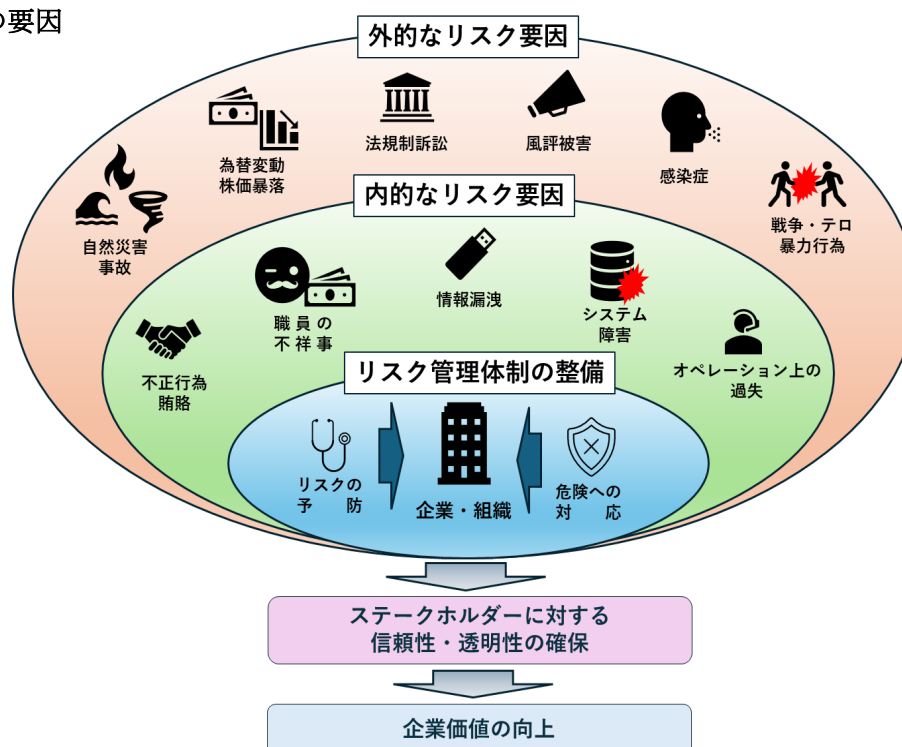
3) 犯罪

- (1) 建物施設破壊、放火、誘拐、恐喝、脅迫及びサイバーテロ等によるコンピューター、サーバー等への攻撃を含む外部からの不法な攻撃
- (2) 当協会の事業(大会、講習会等)に対する外部からの不法な攻撃
- (3) 当協会関係者の法令違反、背任・横領等の不祥事及びそれらの摘発等を前提とした官公庁による立入調査
- (4) 当協会の事業における八百長の発覚等重大な事件による信用失墜

4) 個人情報の流出

5) その他上記に準ずる当協会の経営及び運営上の緊急事態

図2：危機の要因



第2章 危機管理への基本的な考え方

大前提として本協会の危機管理への対応の基本方針は「第1に、人命の保護を最優先する。」
「第2に、参加者の安全確保及び被害の拡大防止に努める。」事を考えて行動する事とする。

1. 危機管理に対しての事業行う上での基本的フロー

事業を行う上では前述したように様々な危機（＝リスク）が発生する要因があり、その要因に対して様々な対応を迅速に求められている。その為にも危機に対しては発生する前から発生後に至るまでを一連のフローとしてまとめておく事で発生後の本協会への被害の最小化が図れると考える。

図3：危機管理に対しての本協会内の連絡フロー

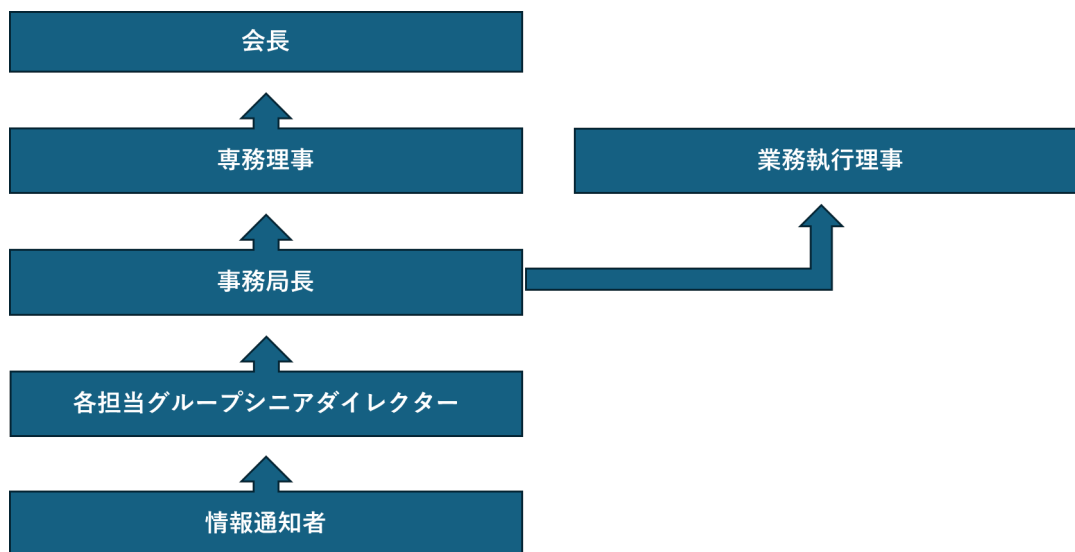
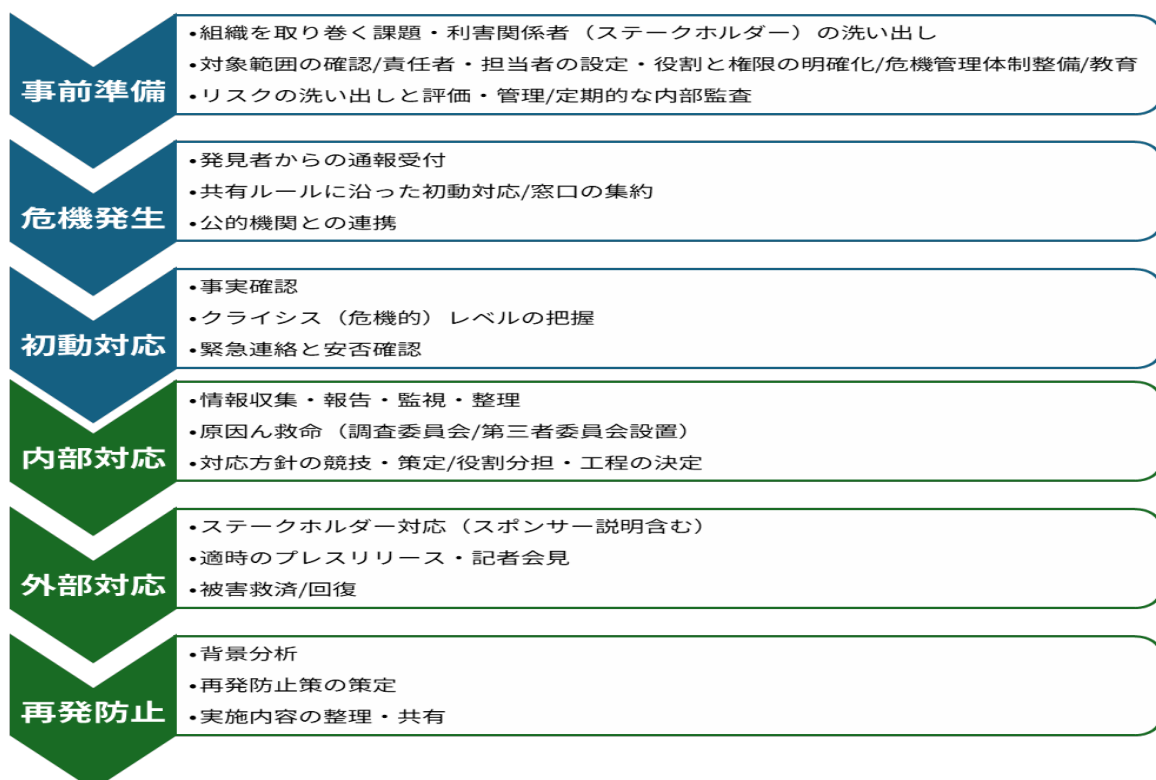
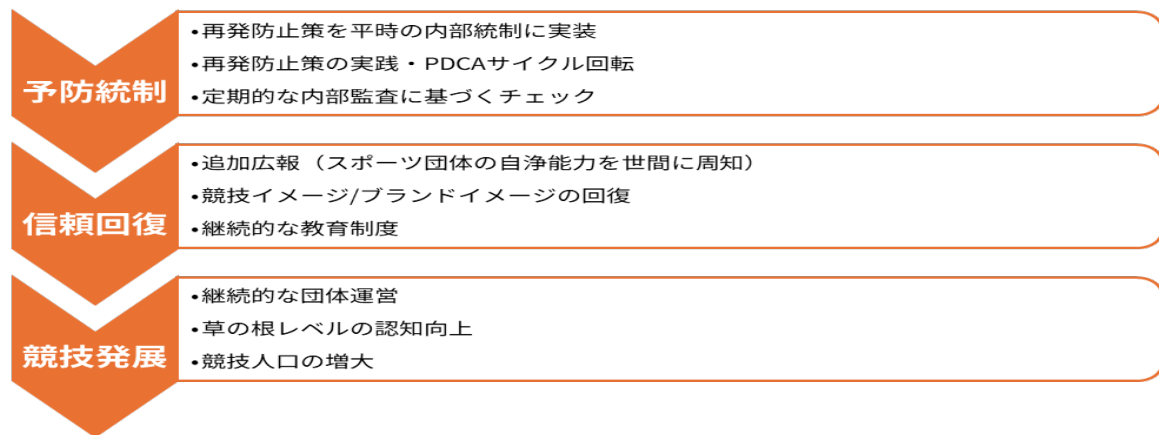


図4：危機管理に対しての全体フロー





2. 事業開始に向けた事前準備

1) EAP（緊急時対応計画：Emergency Action Plan）の作成

緊急事案発生時に備え、事業毎に実施本部と施金車を明確に位置づけるとともに、会場ごとに以下のア～ウの内容等を含む EAP を作成し関係者へ周知する。

ア 避難場所・避難経路・非常口等

イ 緊急連絡先・対応人員等

ウ 救急救命具（AED 等）および消火器の設置場所

2) 緊急時における対応体制の整備（危機管理フローの作成）

緊急事態に備えて、事前に準備し実施本部等に周知すると共に、事案発生時において事前に対応できるよう体制を整えておく。

3) 事業開催会場等における危険個所の解消と設営時の安全対策

事業を開催する会場ごとに事前に危険個所等を確認し、解消しておく。また、会場設営時に事前災害等を考慮した安全対策を適切におこなう。

4) 代替案の作成および周知

計画した事業が気象状況や突発的事象等により、開催前もしくは開催中に変更される可能性がある場合、事前に代替計画案を作成し、事業を運営する本部でその内容について共通理解を図っておく

3. 運営上の危機管理事項

1) 運営フローの周知

事業開催中の 1 日単位の運営の流れ（=フロー）を定め、関係者に周知する。

2) 緊急時に備えた EAP の周知

運営本部は EAP を会場に掲示するとともに、必要に応じて関係者に配布する。

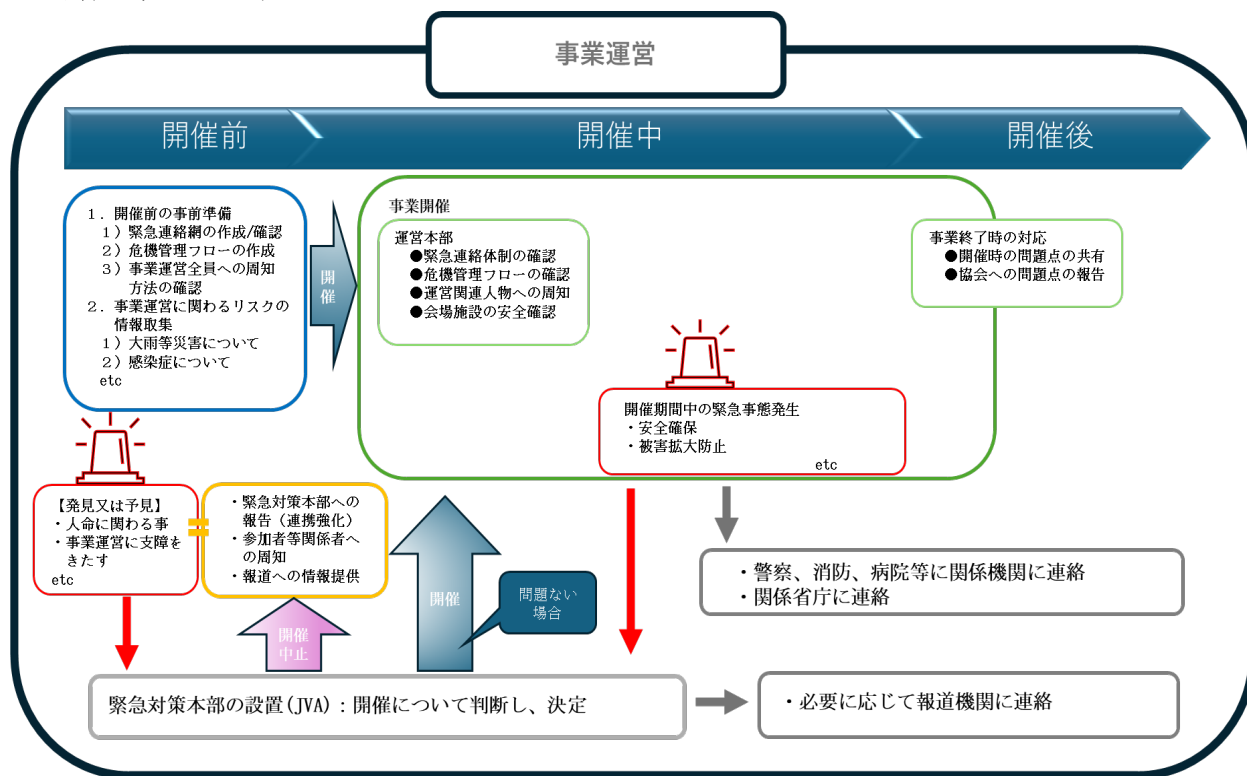
3) 安全確認チェックリストの活用

運営本部は、「安全確認チェックリスト」を用い、事業の運営状況を確認・点検する。

4) 救護所の設置

原則として本協会が行う大会事業では救護所を設置し、参加者に周知する。

図5：事業運営時の基本的なフロー



4. 危機発生時の基本的考え方

1) 危機発生時の対応

事業を開催中に危機が発生した場合、事前に準備したフローに基づき迅速かつ適切に対応する。

(1) 安全確保および被害拡大防止

運営を含む参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害防止に努める。

(2) 事務局への報告

事業本部が事務局に報告する。書面による報告が望ましいが、生命の危機またはそれに準ずる場合は、書面の前に事務局に直ちに一報を入れる。

(3) 関係機関との連携

警察・消防等へ通報を行い、必要に応じて運営本部関係者を警察・病院等へ派遣するなど結果の確認も含め適切に対応する。

2) 事業中止・中断の協議と対応

(1) 事業等の中止・中断を検討しなければならない状況

以下の事態が発生した場合、または発生する恐れがある場合、事業等の中止・中断を検討しなければならない。

① 参加者等の生命、身体もしくは財産に重大な被害が生じる事態

例：事業開始前に既に警報が出ている場合

② 事件、事故等により大会等の運営に支障が生じる事態

例：事業をおこなう会場にいく事ができない。

(2) 現地対策会議の開催

関連情報の入手に努めるとともに、事業の実行委員長・副委員長等からなる事業本部において現地対策会議を開催する。入手した情報等を踏まえ「事業等実施の判断基準」に基づき本協会の決定として協議する。

なお、過去事業をおこなう中で事例のない場合や判断に迷う場合など、必要に応じて事務局と協議する事。

(3) 方針決定

最終的な判断については、委員長がおこなう事とする。ただし、判断に迷うことがある場合は事務局グループシニアダイレクターと相談して最終判断を下すことができる。

現地の事業本部において事業の開催について方針決定をした際は、事業本部から協会事務局へ速やかに報告する。また、併せて本協会宛に報告書（※添付資料）を提出する。

(4) 広報

事業本部は決定内容について、本協会ホームページならびに必要に応じて SNS 当を活用し、速やかに態度を周知する。なお、態度決定にした場合は、速やかに本協会に報告する。

(5) 代替日の設定および参加者への通知

危機発生にともない事業を中止したが、大会であれば上位大会へ派遣するチームの選考が関わっている場合など代替日を設定する必要がある場合は、参加する方々の事情を十分考慮し開催する。

第3章 危機に対する対応方法について

1. 自然災害、戦争、感染症等

自然災害、戦争、感染症等は事前に適切な各種メディア（TV、インターネット等）を利用して情報収集をおこなう事。

1) 地震や津波による災害

(1) 地震

●発生時

地震が発生した場合や開催地に緊急地震速報が発信された場合、自分の身の安全も確保するとともに参加者へのアナウンスと誘導を適切に行う。

※単独での行動は避け、地震の揺れが落ち着くまでは安全を確保した状態にいる。

(政府広報オンライン：緊急地震速報を見聞きしたとき取るべき行動 → [リンク](#))

■ 地震発生時の対応方法 → [リンク](#)



■ 気象庁 地震情報 → [リンク](#)



■ 気象庁 ナウキャスト → [リンク](#)
(震度分布)



●被害状況の確認

- ① 事業本部・施設職員と協力して施設内外に設置した事業に係る場所を見て回り、被害状況を確認する。 ※確認が外になる場合は、外の状況が改善してから確認すること。
- ② 各種メディアを利用して地震情報を確認し、関係者全員へ周知する。

●被害が確認された場合

- ① 地震による火災が発生した場合、周囲に連絡した後、初期消火に当たるとともに必要に応じて消防へ通報する。
- ② 施設に破損箇所が認められた場合、破損箇所を確認し、危険が認められる場所には立ち入らない様にする。破損により救助が必要な方がいる場合、自分ひとりで助けようとせずに消防へ通報する。
- ③ 負傷者が発生した場合、状況に応じて適切に処置する。なお、医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、消防へ通報して救急車の出動を要請し、できる範囲内での応急処置を行う。

●事業継続の判断

地震による被災状況を確認し、事務局は事業自体の継続または中止について、関係機関を含め対応を協議する。ただし、余震等の発生を考慮し、継続を判断する場合は細心の注意をおこなう事。

※地震から連動して津波が発生する事がある為、災害の連動性についても注意する。

(2) 津波

●発生時

津波注意報・警報が発信された場合、参加者へのアナウンスを適切に行い、高台の場所へ素早く避難する。事業実施の建物より高い場所が近場にある場合はそちらを避難場所として選択する。

(政府広報オンライン：津波から身を守るための行動は？ → [リンク](#))

■ 津波発生時の対応方法 → [リンク](#)

■ 気象庁 ナウキャスト → [リンク](#)
(津波警報等)



●被害状況の確認

① 事業本部・施設職員と施設内外に設置した事業に関わる場所を見て回り、被害状況を確認する。(浸水状況・漏電等ないか)

※確認が外になる場合は、外の状況が改善してから確認すること。

② 各種メディア（TV・インターネット等）を利用して津波情報を確認し、関係者全員へ周知する。

※津波が発生した場合は、完全に警報・注意報が取り下げられるまで安全な場所へ退避し、避難場所からは下りない。

●被害が確認された場合

① 負傷者が発生した場合、状況に応じて適切に処置する。なお、医療機関への搬送が必要と判断した場合は、消防に通報して救急車の出動を要請する。

② 津波警報が取り消されたことを前提に、津波を起因とした火災が発生した場合、周囲に連絡した後、必要に応じて消防へ通報する。

●事業継続の判断

① 津波警報が取り消された後に大会会場に被害がないと認められ、大会会場の安全が確認取れた場合に事務局と関係者の協議した上で継続か中止の判断を行う。

② 第2波以降の波がその後のメディアの予報がない場合に事務局と関係者の競技した上で継続か中止の判断を行う。

2) 台風、ゲリラ豪雨等の災害

(1) 大雨・線状降水帯・台風

●発生時

事業開始後に大雨や台風に伴う各種警報がだされた場合、屋外で事業をおこなっていた時はできるだけ頑丈な建物へ直ちに避難する事とし、警報が解除されるまで安全な場所で待機する。また、大雨のレベルによって近くに河川がある場合は状況を確認した上で避難する場所についての指示をするものとする。

※複数の警報が出る可能性がある為、警報の状況は各種メディアまたは気象庁が運営しているサイト等にて随時確認する。

図6：政府広報オンライン 5段階の「警戒レベル」を確認しましょう → [リンク](#)

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難の情報	雨の情報	川の情報
5	命を守って!	緊急安全確保	大雨特別警報	氾濫発生情報
4	危険場所から避難	避難指示	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
3	高齢者など避難	高齢者等避難	大雨・洪水警報	氾濫警戒情報
2	避難方法 確認	—	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報
1	最新情報に注意	—	早期注意情報	—

レベル4までに必ず避難

NHK

雨の情報のレベル3以上と川の情報は「レベル相当」情報
高潮警報・高潮特別警報は「レベル4相当」

※NHK 大雨警戒レベルと避難情報 避難指示はいつ？

- 気象庁 ナウキャスト → [リンク](#)
(大雨危険度)



- 気象庁 ナウキャスト → [リンク](#)
(キキクル)



●被害状況の確認

- ① 事業本部・施設職員と協力して施設内外に設置した事業に係る場所を見て回り、被害状況を確認する。※確認場所が外になる場合は、外の状況が改善してから確認すること。
- ② 各種メディアを利用して大雨情報を確認し、関係者全員へ周知する。

●被害が確認された場合

- ① 負傷者が発生した場合、状況に応じて適切に処置する。なお、医療機関への搬送が必要と判断した場合は、消防に通報して救急車の出動を要請する。
- ② 施設に破損箇所が認められた場合、破損箇所を確認し、危険が認められる場所には立ち入らない様にする。破損により救助が必要な方がいる場合、自分ひとりで助けようとせずに消防へ通報する。
- ③ 河川の氾濫やそのことによる浸水といった水害が発生した場合、より高台のへの避難を考慮に入れる。

●事業継続の判断

各種警報が解除された後に事業をおこなう会場への水害による影響がなかった時は、事務局と関係者が協議した上で継続か中止の判断を行う。

(2) 落雷

●発生時

気象庁の雷ナウキャストの情報を活用して現在・今後の状況について確認し、適切に対処する。また、雷の音が聞こえる範囲内は、その場に落雷する可能性があるため、活動を直ちに中断し、安全な場所へ避難する。(鉄筋コンクリート建築、オープンカー以外の自動車、バス、列車の内部は比較的安全な空間です。また、木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から 1m 以上離れる様にする。)

※図 7：気象庁 雷ナウキャストの見方

活動度	雷の状況		屋外において 想定される対応	屋内や工場などで 想定される対応
4	激しい雷	落雷が多数発生している。	●屋外にいる人は落雷の危険があるため、建物や車の中へ移動するなど、安全確保に努める。	●パソコンなど家電製品の電源を切り、コンセントを抜く。 ●工場の生産ラインなどリスクの大きい場所では、作業の中止や自家発電への切替などの対応をとる。
3	やや激しい雷	落雷がある。		
2	雷あり	電光が見えたり雷鳴が聞こえる。落雷の可能性が高くなっている。	●屋内にいる人は外出を控える。	
1	雷可能性あり	現在、雷は発生していないが、今後落雷の可能性はある。	今後の雷ナウキャストや空の状況に注意する。	

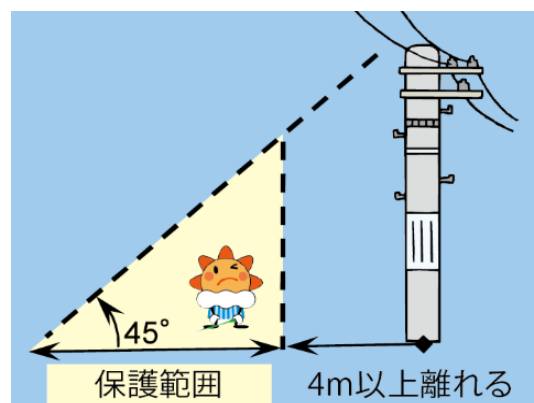
※ 活動度1～4になっていない地域でも、積乱雲が急速に発達して落雷する場合がある。

■ 気象庁 ナウキャスト → [リンク](#)
(雷活動度)



※ただし、近くに安全な場所が無い場合は、電柱、煙突、鉄塔、建築物などの物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところ（保護範囲）に退避する。なお、保護範囲内においても地面に身体の一部が接触していると、接触した部分へしびれ・痛み・火傷が発生する事がある。

図 8：雷からの保護範囲の取り方



●被害状況の確認

- ① 事業本部・施設職員と協力して施設内外に設置した事業に係る場所を見て回り、被害状況を確認する。停電や分電盤の状況を確認する。

※確認が外になる場合は、外の状況が改善してから確認すること。

- ② 各種メディアを利用して地震情報を確認し、関係者全員へ周知する。

●被害者が確認された場合

- ① 負傷者が発生した場合、状況に応じて適切に処置する。なお、医療機関への搬送が必要と判断した場合は、消防に通報して救急車の出動を要請する。

→ 心配停止の場合は、即座に心肺蘇生を試みた方が後遺症を残す可能性が低くなる為、AEDが準備出来るまでの間でも心肺蘇生法を継続する事。

- ② 停電が発生した場合、2次被害が発生しないよう参加者を落ち着かせて電気が回復するまたは電気が確保出来るまで無理に移動しない。

●事業継続の判断

各種警報が解除された後に事業をおこなう会場への雷による影響がなかった時に、事務局と関係者が協議した上で継続か中止の判断を行う。

※開催前でも同様。

3) PM2.5 などによる大気汚染

(1) 大気汚染

●発生時

大気汚染が発生したまたはそれに対して「環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめくん）」を利用して現在の開催場所の状況について確認する。

注意報や警報が事業開催地域に出ていないか等の情報収集をおこなう。

① 注意報が発令された場合

事務局は、参加者の健康状態に留意して目や喉の痛み・吐き気等の大気汚染に起因すると思われる症状の報告があった場合は、屋外での事業の場合はすぐに中断し、参加者を屋内に退避させ、被害の拡大を防ぐ。

② 警報が発令された場合

事務局は、屋外での事業の場合はすぐに中断し、直ちに参加者を屋内に避難させる。

■ 気象庁 環境省大気汚染物質広域監視システム → [リンク](#)
(そらまめくん)



■ 環境省 黄砂飛来情報 → [リンク](#)
(黄砂ライダー)



●被害者が確認された場合

被害者が確認された場合は、症状の度合いによって適切な処置を速やかに事務局は行い、各事業運営担当者へ情報共有すると共に本協会責任者に連絡する。

- ① 目や喉に刺激・痛みを感じた場合は、水で十分に洗い流して屋内で休ませる。
- ② 吐き気・手足のしびれ・頭痛・呼吸困難・失神などの症状が生じた場合は、速やかに消防に通報し、医療機関へ搬送する。

4) 日本を脅かす戦争や紛争、テロ行為

(1) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の発令

●発令時

事業への参加者へは必ず事前に発令時の行動について周知する。また、各種事業開始後だったとしても原則直ちに中止し、観客も含めて避難指示を行う。

①自宅から出発前の場合

自宅から出ずに自宅待機とする。

②既に出発しているまたは事業が開始している場合

・速やかな避難行動

- 屋外にいる場合 → 近くの建物の中か地下に避難させる。
- 屋外だが建物がない場合 → 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る様に指示。
- 屋内にいる場合 → 窓から離れるか、窓のない部屋に異動する様に指示。

・正確かつ迅速な情報収集（開催事務局）

情報収集に努め、開催場所の行政から指示があった場合はそれに従う。

参加者の安否を確認し必要に応じて保護者への安否情報の伝達を行う。

必要に応じて、参加者の保護者への引き渡しを行う。

Jアラートに関わる対応については、本協会に報告する。

■ 内閣官房 国民保護ポータル → [リンク](#)



※図9：内閣官房 国民保護ポータル



5) パンデミックレベルの感染症

(1) インフルエンザ等

●予防

感染症の予防としてこまめな石鹸での手洗いやマスクの着用により接触・飛沫による感染を防止する。また、競技会場には消毒液を設置し、屋内会場の場合は会場の換気をする等予防に努める。

※特に乾燥する時期の事業開催には厚生労働省が発表している感染対策のポイントを実施する様にする。

※図 10：感染症対策のポイント



●発生時

発熱や嘔吐、下痢などの症状を訴える参加者が発生し、インフルエンザやコロナ等に感染もしくは感染の恐れがあると予想できる場合には、速やかに感染者と思われる方を隔離して感染拡大を防ぐようにする。また、状況に応じては医療機関の受診などを促すようにする。

2. 事故

1) 接触事故

●発生時

心配停止・頭頸部外傷・歯や口への外傷・眼への外傷等の傷病が発生した場合、試合で発生した際には該当の試合を中断し、直ちに症状の確認を行う。また、試合以外の場合であっても事務局は直ちに症状の確認を行う。

※心配停止に対応する為、あらかじめ AED の場所を関係者に共有しておく。

確認を行った後は日本スポーツ協会が公開しているスポーツ事故対応ハンドブックで合致するフローにそって速やかに行う。

2) 熱中症

●予防

スポーツ活動による熱中症は、適切な予防処置により防げるものです。熱中症の発生には環境の条件、運動の条件、個人のコンディションが関係しており、次の対策が必要。

①環境条件を把握しておきましょう。

環境条件を把握して日本スポーツ協会が示している熱中症予防のための目安としての運動指針を確認する。

※環境条件の指標は、気温・気流・輻射熱を併せた(WBGT)が望ましいが、気温が比較的低い場合には湿球温度を、気温が比較的高い場合は乾球温度(気温)を参考にしてもよい。

②状況に応じて休憩をとり、水分補給を行いましょう。

暑い時は水分をこまめに補給する。休憩は30分に1回以上程度取る様にする。運動の前後で体重減少が2%以内になるように水分を摂取する。暑い日の場合は、汗をたくさんかく為塩分の補給も必要。0.1～0.2%程度の食塩水(1ℓの水に1～2gの食塩)が適当(飲料の場合、ナトリウム量は100mlあたり40～80mgが適当)。

③暑さに徐々に慣れる。

熱中症は急に暑くなる7月下旬から8月上旬に集中している。また、夏以外でも、急に暑くなると熱中症が発生する、これは体が暑さに慣れていないため、急に暑くなったときは運動を軽くして、徐々に慣らしていく。

④個人の条件や体調を考慮する。

体力のない人、ふくよかな人、暑さに慣れてない人は熱中症を越しやすいので、運動を軽減する。特にふくよかな人は、熱中症を起こしやすいので注意が必要。また、下痢・発熱・疲労等体調の悪い時は熱中症を起こしやすいので、無理をしないこと。

⑤服装に気をつける。

服装は軽装とし、透湿性や通気性のよい素材にする。また、直射日光は防止で防ぐようにする。運動時に使用する保護具等は休憩時には緩めるか、はずす等して、体の熱を逃がす様にする。

⑥具合が悪くなった場合には早めに処置をとる。

暑い時は熱中症が起こりえることを認識し、具合が悪くなった場合は、早めに運動を中止して、必要な処置をとるようにする。

⑦無理な運動はしない。

環境条件、体調に応じた運動量(強度と時間)にする。強制的な運動は厳禁。

※図 11：JSP0 「熱中症を予防しよう -知って防ごう熱中症-」

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は 原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31 ▲ ▼	27 ▲ ▼	35 ▲ ▼	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
28 ▲ ▼	24 ▲ ▼	31 ▲ ▼	警 戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
25 ▲ ▼	21 ▲ ▼	28 ▲ ▼	注 意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21 ▲ ▼	18 ▲ ▼	24 ▲ ▼	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給が必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい。

2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい条件の運動指針を適用する。

●発生時

暑い時期の運動時は熱中症と疑われるような症状がみられた場合、まずは重症な熱射病に
かどうか判断が必要になる。

※熱射病の特徴…

- ・高体温（直腸温度 40℃以上）
- ・意識障害が認められる
- ・問いかけに対して応答が鈍い
- ・言動がおかしい

熱射病の場合または疑われる場合は、救急車を要請し、涼しい所で速やかに身体冷却を行
う。意識が正常な場合は、涼しい場所で水分・塩分補給を行い、体を涼める対応を行う。も
し、水分補給ができない状況の時は医療機関へ搬送し点滴等お治療を必要とする。

※熱射病の対応は日本スポーツ協会が公開しているスポーツ事故対応ハンドブック (P6) に
あるフローにそって速やかに行う。

■ 日本スポーツ協会 スポーツ事故対応ハンドブック → [リンク](#)



3) 食中毒

●予防

事業の中で事務局として弁当等を準備して配布する場合は、業者に対して農林水産省が出
している食中毒の三原則に十分注意して製造してもらう様に注意喚起する。特に湿度が高い
時期や暑い時期(5月～9月)は一段と注意喚起を促す様にする。

また、参加した方には長時間放置せずに速やかに食べること、長時間経過したものについ
ては賞味期限内であっても食べない事を注意喚起する。

●発生時

食中毒が疑われる症状があった場合は、事務局は速やかに医療機関を受診させる。

医療機関で食中毒と診断された場合は、速やかに本協会に報告するとともに、大会事務局
は事業を行っている最寄りの保健所へ報告する。

■ 保健所区域案内 → [リンク](#)

3. 犯罪

1) 不審者の侵入

●予防

事業を行う際に会場に不審者が侵入した際の安全確保の対応について、事前に参加者へ周
知しておく。また、不審者かもしれない人がいた場合は、受付で声かけ等による結果判断す
る。

●発生時

不審者と判断された人の立ち入りに正当な理由がない場合は退去を求める。また、危害を加える可能性がある場合は、参加者から隔離して施設管理者と連携して警察に通報する。

参加者は安全な場所へ避難誘導し、負傷者がいる場合は速やかに消防に通報すると共に応急手当等を実施する。



- 同じ場所を行ったり来たりするなど、不自然な行動をしている。
- 場所や気候にそぐわない格好をしている。
- 服の下に何かを隠しているなど、見た目や動作が不自然である。
- 人目を気にしながら周辺の様子をうかがっている。
- 見かけない人が施設の周辺でメモや録音をしたり、写真やビデオ撮影をしたりしている。
- 防犯カメラの向きや、警備員の様子などを確認している。
- 近所の住民と目を合わせない、あいさつをしない、顔を隠している。
- 家庭ゴミに大量の薬品ビンなどを捨てている。
- レンタカーや普段見ない車両が長時間駐車している。

など

2) 不審物の発見

●発生時

事業を行う会場内は不審物が目立つ様に、資機材、備品や荷物を整理整頓しておく。不審物を発見した場合は、以下の三原則に従って行動する様にする。そのうえで施設管理者と連携して警察に通報する。

【不審物発見時の三原則】

爆発物の場合 …「触らない」「踏まない」「蹴飛ばさない」

化学剤等の場合…「触らない」「嗅がない」「動かさない」



- 放置された荷物などで、持ち主が不明である。
- 発見されにくいように隠して置いてある。
- 粘着テープやひもなどで必要以上に嚴重な包装、固定がされている。
- 中から機械音のようなものが聞こえる。
- 火薬や薬品の臭いがする。
- 中からにじみ出た液体や粉などの汚れがある。
- 身に覚えのない郵便物で、差出人もはっきりしない。
- 差出人の住所と関係ない地域から発送されている。
- 中身の記載に対し、実際の形や重さが不自然である。

など

4. 個人情報の流出

1) 個人情報の流出

●予防

本協会の「個人情報保護方針」「個人情報保護基本規程」「個人情報保護に関する事務局管理規程」の3つの基準に準拠する形で事業に参加する個人情報管理を徹底する。

●発生時

個人情報の流出が認められた時は速やかに事業の事務局より本協会に報告する。その後、流出した個人情報の範囲・内容・原因を特定し、基本的に外部へ流出の事実を公表する。



※前述以外にも事業を行う上での危機は多種多様にある。

そのことを踏まえて発生前の予防・対策を事業の事務局は行い、発生後には速やかに収束するように本協会含め協力して対応に当たる様にする。

第4章 危機管理の重要性

1. スポーツ事故の発生要因と事故防止のポイント

1) ハインリッヒの法則（1:29:300の法則）

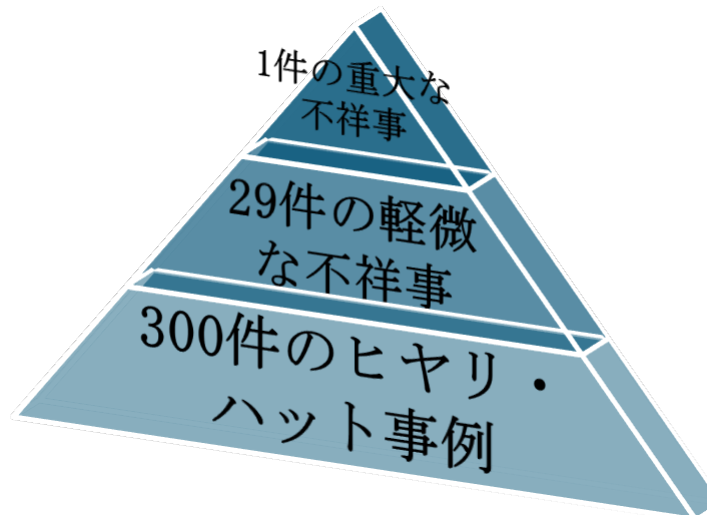
アメリカで労働災害を統計的に調査した結果で導き出された法則のことをいう。「同じ人間が起こした330件の災害のうち、1件は思い災害（死亡や手足の切断等の大事故のみではない。）があったとすると、29回の軽傷（応急手当だけですむかすり傷）、傷害のない事故（傷害や物損の可能性のあるもの）を300回起こしている。」というもので、300件の無傷害事故の背後には数千の不安全行動や不安全状態があることも指摘している。また、ハインリッヒは、この比率について、鉄骨の組み立てと事務員では自ら異なっているとも言っているが、比率の数字そのものではなく、事故と差異ファイの関係を示す法則としては、現在も十分に活用できる考え方である。

（厚生労働省：職場のあんぜんサイト

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo24_1.html）

その為、スポーツ団体の役職員としては、この法則を前提に普段何気なく処理している業務から、ヒヤリハットの事例を検知し、その後の不祥事案を含む「危機」に繋げないという意識が肝要である。

ハインリッヒの法則



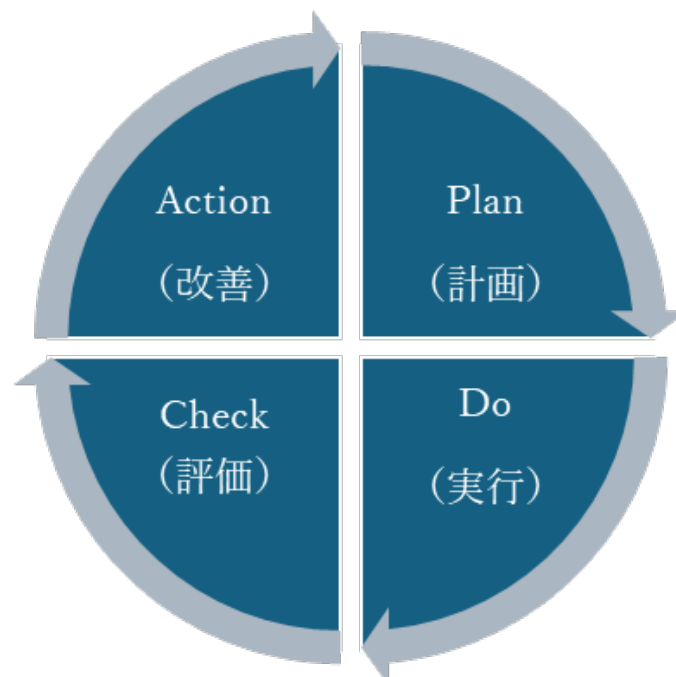
2) PDCA サイクル

PDCA サイクルとは「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行う事で、業務等の改善や効率化を図る考え方の1つです。この一連の循環を繰り返す事で成長を継続し、より大きな成功につなげていく事がこのサイクルの目的となっている。特に、このサイクルを回すにあたり、ただ回すのではなく、改善を通して、徐々にレベルアップを図っていく事がポイントになる。

（厚生労働省：生産性&効率アップ必勝マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/001297217.pdf>)

PDCA サイクル

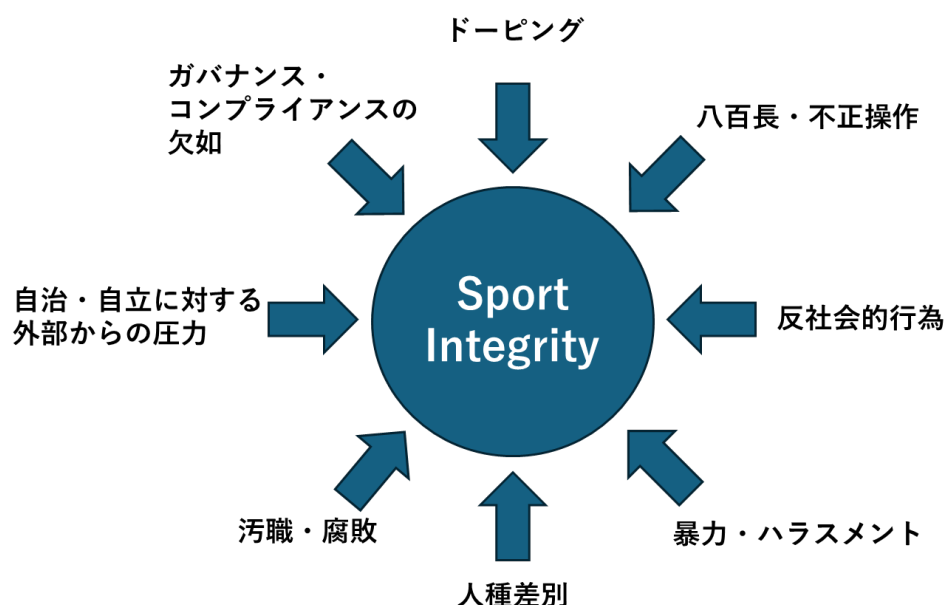


スポーツ団体の活動規模から考えれば、トラブルが全く発生しない、などということはありません、むしろ発生することを前提に、事前に自分の所属する団体の現状を把握し、課題を特定した上で、優先的にどのような準備をしておくべきなのか、どのような対策を講じておくべきなのか、という観点が非常に重要である。加えて、このような危機管理・リスクマネジメントに問題が生じた場合、そもそものトラブルに加えてさらにトラブルが発生するため、極めて大きな問題に発展してしまうことを認識し、事前に決めておくことが可能な部分については団体内部でディスカッションを経て認識のすり合わせやフローの策定をしておくことが肝要であり、仮に発生してしまった場合はできる限りフローに従って粛々と対応することができるようしておくべきである。このような危機管理・リスクマネジメント対策に関しても、コンプライアンス推進組織の活動として十分なチェックアンドバランスを発揮させなければ、団体の存亡に関わる致命的かつ甚大なトラブルとなることを肝に銘じ、一度策定したら終わりではなく、内部監査等をきっかけとして常に見直しを図っていくことが重要であろう。

2. スポーツ・インテグリティの重要性

「インテグリティ」とは、高潔さ・品位・完全な状態を意味する言葉です。スポーツにおける「インテグリティ」とは、「スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態」を指します。JSCは、様々な脅威からスポーツの安全・公正・公平などを守る取組を実施することにより、スポーツ及びスポーツ団体の価値や高潔性が損なわれることなく、社会の中で存続・発展し続けるための土台づくりに貢献しています。

スポーツ・インテグリティを脅かす要因



そのため、世界的に見て国際スポーツの統括組織の他、ヨーロッパ諸国をはじめとする政府機関も重要視し、対策が求められている。

(JSC：スポーツ・インテグリティの確保に関する業務

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/516/default.aspx>)

また、日本でもスポーツ庁の中央省庁主導で「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」から「スポーツ・インテグリティ推進事業」に変化し、クリーンでフェアなスポーツ界の実現に向け、スポーツが持っている本来の力を損なうことがないよう、スポーツ団体のガバナンス強化の推進、スポーツ仲裁活動の推進、スポーツ団体の女性役員の育成・マッチング支援、スポーツ団体間の連携・統合に向けた環境整備を行っている。

(スポーツ・インテグリティ推進事業 (令和5年度))

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1418884_00007.html)

第5章 まとめ

日本国内の統括団体として多くの事業を実施する中で事故ゼロを目指すのは重要であるが、100%は難しい。ただその中で事前の危機管理に対する対策をする事で起こる確率を低下させると共に発生後の速やかな対応ができるようになる。それを役職員はもちろん事業をおこなう関係者へ周知する事や原因の振り返りをしていく事で同じ過ちを繰り返し起こさない事にもつながると考える。

その為、このマニュアルについても常に起こった事象に対して過不足が無いか・起きなかったとしてもPDCAサイクルを回す事によってより良いモノにしていく必要がある。

※参考ページリンク

1. 特別警報・警報・注意報データベース

<http://agora.ex.nii.ac.jp/cps/weather/warning/>

2. 保健所所管区域案内 (地域別)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/

緊急対応報告書

年 月 日

御中

(報告者)

氏名		連絡先	
所属		役職名	

競技会名			
会場			
発生・対応日			
発生事象・ 対応策	(発生事象)	(対応策)	

(以下詳細を記入)

発生・対応時刻	発生事象・対応区分	内容・理由

- 発生事象・対応区分は、発生事象については「確認」、対応区分については「中止」「順延」「中断」「再開」「代替案の採用」「その他」のいずれかを記載してください。
- 「内容・理由等」の欄は、気象状況や突発的事象、競技の進捗状況等について記載してください。対応区分を「順延」とした場合は、「内容・理由等」の欄に「代替日」「会場」「競技の実施状況」等を記載してください。

事故報告書

年 月 日

御中

(報告者)

氏名		連絡先	
所属		役職名	

競技会名			
会場			
発生日時	年	月	日 () 時 分頃
発生状況			
発生後の処置 ・ 症状	時刻	処置内容	処置方法
事故後の経過	時刻	経過	

(記録者が報告者と異なる場合：記録者 _____)

(被災者の搬送先)

医療機関名	住所	連絡先・付添人

情報漏洩報告書

年 月 日

御中

(報告者)

氏名		連絡先	
所属		役職名	

(漏洩した当事者)

氏名		連絡先	
所属		役職名	
機器No.		権限	

(情報漏洩に関する情報)

【5WIHを意識して記載すること】

情報漏洩の判明経緯	
情報漏洩判明日時	
情報漏洩発生日時	
情報漏洩内容	
情報漏洩件数	
対応状況	